

(重要) 本事務連絡は、9月8日(木)付で改定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に発出された「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(事務連絡)」の内容等について周知するものです。

同一イベントにおける「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の取り扱い等の一部見直しを行っておりますので、関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく
イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「対処方針」という。)の改定が行われました。

改定された対処方針に基づき、令和4年9月8日付で内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(事務連絡)」が発出されております。

この事務連絡は、令和4年9月8日に行われた新型コロナウイルス感染症対策本部(第98回)において、対処方針が一部変更されたこと等を踏まえ、イベント開催制限等に係るこれまでの事務連絡の内容を更新したものです。イベント等の開催制限に係る規模要件等については、従前の取扱いに大きな変更はございませんが、主に3点、変更がございますので周知いたします。

(1) 同一イベントにおいて「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の取扱い

イベントの開催制限について、これまでは、各イベントを「大声あり」か「大声なし」かのどちらかに峻別し、それぞれに規定された収容率の制限を受けることとされておりました。

この度、同一イベントにおいて「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれのエリアの収容率の上限を50%(大声あり)、100%(大声なし)とし、同一イベントであっても異なる収容率を適用することが可能であることを明確にしております。

【イベント開催制限に関する変更（主なもの）】

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>1. イベントの開催制限 (3) その他の都道府県 ア. イベントの開催制限の目安等 (ア) (略)</p> <p>①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100% <u>(大声なし)</u> とすることを基本とするが、<u>同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50% (大声あり) ・100% (大声なし) とする。</u> <p>②それ以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) ・ <u>なお、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50% (大声あり) ・100% (大声なし) とする。</u> | <p>1. イベントの開催制限 (3) その他の都道府県 ア. イベントの開催制限の目安等 (ア) (略)</p> <p>①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。 <p>②それ以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) (略) (新規) |

(2) お祭り等のイベントにおける出演者の感染対策

お祭りなど、多数の出演者が参加するイベントにおける、これまでの感染事例等を踏まえ、こうしたイベントの開催に当たっては、地域の感染状況や感染対策を踏まえ、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の充実を適切に判断すべきであることが、改めて明記されています。

【お祭り等の多数の出演者が参加するイベントにおける出演者の感染対策に関する変更】

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>1. イベントの開催制限 (4) 留意事項 オ. 各種イベント・行事の開催判断に当たっての留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (略) ● <u>お祭りなど多数の出演者が参加するイベント開催に当たっては、地域の感染状況や出演者が取り得る感染対策等を踏まえ、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の充実について適切に判断すること。</u> | <p>1. イベントの開催制限 (4) 留意事項 オ. 各種イベント・行事の開催判断に当たっての留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (略) (新規) |

(3) 最新の知見を反映した感染対策の見直し

イベント主催者等が策定する「感染防止安全計画」を、都道府県が確認する際の確認事項（イベント開催等における必要な感染防止策）につき、専門家の意見など最新の知見を反映し、見直されております。

こちらにつきましては、内閣官房事務連絡の別紙2「基本的な感染防止策」としてまとめられておりますので参照ください。

各団体におかれましては、これらの内容について改めて御了知いただくとともに、各地域の感染状況を踏まえ、対処方針等に十分留意し、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

なお、感染防止安全計画を策定しないイベントについては、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成し、HP等で公表することとなっております（当該チェックリストについては、イベント終了日より1年間保管することとされている）ので、これまでも適切にご対応いただいていると思いますが、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

下記参考資料と併せ、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

(参考資料)

- ・令和4年9月8日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第98回）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r040908.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年9月8日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220908.pdf

(新旧対照表)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20220908.pdf

- ・基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年9月8日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220908.pdf

- ・イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その7）（令和4年9月8日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku_20220908.pdf

- 令和4年9月8日 新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会
(第29回)

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin.html>

| |
|---|
| 本件連絡先 文化庁政策課 電 話 : 03-6734-2809 (直通) メー ル : s-kikaku@mext.go.jp |
|---|